

薬生水発 0331 第 3 号
令和 4 年 3 月 31 日

各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の
一部改正における留意事項について

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号。以下「局長通知」という。）については、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について（施行通知）」（令和4年3月31日付け生食発0331第5号）をもってその一部が改正され、令和4年4月1日から適用されることとなりました。

本改正を踏まえ、下記のとおり関係通知等について改正を行うこととしたので、貴職においては、御留意の上、遺漏なきよう御対応をお願いします。

記

第 1 関係通知等の改正

1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

当該通知の別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法を、別紙 1 のとおり改正したこと。主な改正事項は次のとおりである。

- (1) 目標 16 残留塩素の検査方法に、第 6 携帯型残留塩素計測定法を追加したこと。
- (2) メチダチオン（DMTP）について、そのオキソン体も測定するものとしたことから、目標 15 農薬類の表 1 農薬類検査方法一覧及び別添方法 20 の 2 を改正したこと。また、別添方法 5 については原体のみの測定に限った検査方法とするため、所要の改正をしたこと。

2 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について

別表第 5 に掲げる「要検討農薬類」及び別表第 6 に掲げる「その他農薬類」について、別紙 2 新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。

- (1) 要検討農薬のイプフェンカルバゾンについて、昨今の使用状況等を踏まえ、要検討農薬類から対象農薬リスト掲載農薬類へと分類を変更することが適当と判断されたことから、別表第 5 から削除したこと。
- (2) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、要検討農薬類のクロロピクリンの目標値を設定したこと。
- (3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、その他農薬類のウニコナゾール P の目標値を変更したこと。

第2 適用日

令和4年4月1日から適用すること。